

## 5 実地指導時における主な指導内容

### (1) 通所介護

#### 個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定

##### 【事例】

常勤専従の機能訓練指導員が早退した日に、個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定した。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
出勤	○	○	早退	○	○	○	○
算定	●	●	●	●	●	●	●

※○＝サービス提供時間を通じて、出勤有り

●＝個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定

##### 【指導内容】

個別機能訓練加算（Ⅰ）は、サービス提供時間を通じて、常勤専従の理学療法士等を1名以上配置しなければならないが、当該加算を算定することはできない。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
出勤	○	○	早退	○	○	○	○
算定	●	●	×	●	●	●	●

※○＝サービス提供時間を通じて、出勤有り

●＝個別機能訓練加算（Ⅰ）が算定可

×＝個別機能訓練加算（Ⅰ）が算定不可

#### 個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定（1）

##### 【事例】

機能訓練指導員が不在の日に、個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定した。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
出勤	休	休	○	休	○	休	休
算定	×	●	●	●	●	×	×

※○＝出勤有り

●＝個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定

×＝個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定なし

##### 【指導内容】

個別機能訓練加算（Ⅱ）は、理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが対象となるため、当該加算を算定することはできない。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
出勤	休	休	○	休	○	休	休
算定	×	×	●	×	●	×	×

※○＝出勤有り

●＝個別機能訓練加算（Ⅱ）が算定可

×＝個別機能訓練加算（Ⅱ）が算定不可

### 個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定（２）

#### 【事例】

個別機能訓練計画に記載されている内容が、個別機能訓練加算（Ⅱ）の趣旨に沿った目標設定でなかった。

#### 【指導内容】

個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものであり、この目的に沿わない目標設定では、当該加算を算定することはできない。

#### <個別機能訓練加算（Ⅱ）の目標の例示>

- 自宅でご飯を食べたい
- 1人で入浴する
- 1人でトイレに行く
- 1人で買い物に行く
- 掃除をする
- 調理をする
- 洗濯をする
- 薬の管理をする
- など

### 個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定（３）

#### 【事例】

通所介護の利用が月2回の利用者に対して、個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定した。

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
利用														○	
算定														●	
日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
利用								○							
算定								●							

※○＝利用者が通所介護を利用した日 ●＝個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定

#### 【指導内容】

個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するために、計画的・継続的に行う必要があることから、概ね週1回以上実施することを目安とするため、当該加算を算定することはできない。

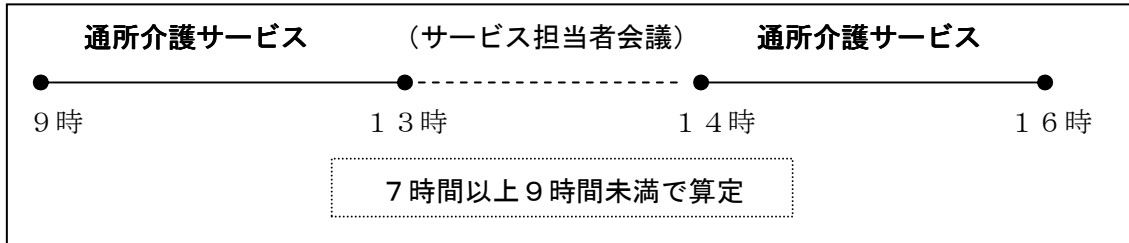
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
利用														○	
算定														×	
日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
利用								○							
算定								×							

※○＝利用者が通所介護を利用した日 ×＝個別機能訓練加算（Ⅱ）が算定不可

## 通所介護のサービス提供時間

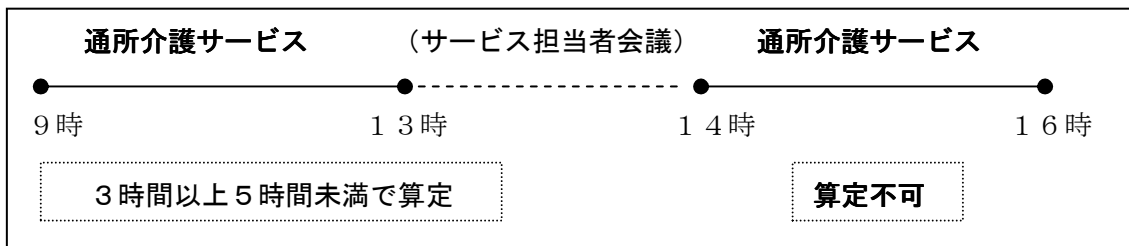
### 【事例】

サービス担当者会議を通所介護のサービス提供時間内で行った。この場合の報酬算定を次のとおりとした。



### 【指導内容】

利用者がその通所介護事業所でサービス担当者会議が開かれる場合で、サービス担当者会議に参加した場合、その段階で通所介護サービスは終了となるため、7時間以上9時間未満での算定はできない。



## 通所介護計画の作成

### 【事例】

外出・外食が実施されているが、通所介護計画に機能訓練としての位置づけがされていない。

### 【指導内容】

指定通所介護は、事業所内でサービス提供することが原則であり、事業所の建物外でサービス提供する場合は、以下の条件を満たすことが必要となるので、その点に留意した通所介護計画を作成すること。

- ①あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。
- ②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

## (2) 訪問介護

### 訪問介護における入浴介助

#### 【事例】

利用者を併設の有料老人ホームの入浴施設に通わせて、入浴介助を行い、身体介護として算定した。

#### 【指導内容】

介護保険における訪問介護サービスは、居宅で行われるものであり、居宅に風呂がない等やむを得ない事情とは認められないため、介護報酬を算定することはできない。

### 訪問介護記録

#### 【事例】

サービスの提供を行ったが、訪問介護記録を作成していない利用者について、介護報酬を算定した。

#### 【指導内容】

サービスを提供した記録がない場合は、介護報酬を請求することはできない。

サービス付き高齢者向け住宅等にサービスを提供している場合の勤務体制の確保等

【事例 1】

訪問介護員等の勤務時間が、「訪問介護（介護保険適用）の勤務時間」と「施設介護（介護保険適用外）の勤務時間」が混在していた。



【指導内容】

訪問介護（介護保険適用）と施設介護（介護保険適用外）それぞれのサービスごとに勤務時間を切り分ける必要がある。勤務表においても、それぞれのサービスごとに作成する必要がある。



【事例 2】

【事例 1】の図のパターンで、訪問介護員 A を「常勤」職員としている。

【指導内容】

施設介護（介護保険適用外）の提供に係る勤務時間は、介護保険法上の訪問介護員等の勤務時間に含まれないため、「非常勤」職員となる。

訪問介護（介護保険適用）の提供に係る勤務時間が、常勤時間を満たす必要がある。

### (3) 共通

#### 秘密保持等

事業所等では、業務上知り得た利用者や家族の秘密（個人情報等）の保持について、必要な措置を講じる必要があります。

特に、介護保険施設を除くサービスでは、サービス担当者会議等の際に家族の情報も扱うことがあるため、家族からも同意が必要です。

秘密保持の規定	方法
<p>従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないこと。</p>	
<p>過去に事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、これらの秘密を漏らさないよう必要な措置を講じること。</p>	<p>雇用時に、<u>従業者に文書にて誓約させる</u>。</p>
<p>サービス担当者会議等で、  《利用者の個人情報を用いる場合》  ⇒<u>利用者の同意</u>  《利用者の家族の個人情報を用いる場合》  ⇒<u>当該家族の同意</u>  をあらかじめ文書により得ておくこと。</p>	<p>サービス提供開始時に、<u>利用者の同意及び家族の同意（包括的で可）</u>を文書で得ておく。  対象サービス：下記以外</p>
<p>居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。</p>	<p>サービス提供開始時に<u>利用者の同意</u>を文書で得ておく。  【地域密着型介護老人福祉施設】  【介護老人福祉施設】  【介護老人保健施設】  【介護療養型医療施設】</p>